

公益財団法人ヨークベニマル文化教育事業財団  
児童の健全な成長を支援する事業の助成 応募要項

事業目的：遊びや運動、心のケアを通じて児童の健全な成長を支援する事業及びそれに関連する事業であること

応募対象団体：①福島県内に活動拠点を置く団体であること  
②NPO等の法人格のある団体、または4名以上のメンバーが活動している団体であること

選考基準：※すべての項目を満たすものとする

(1) 事業目的と公益性

- ① 遊びや運動、心のケアを通じて児童の健全な成長を支援する事業であり、支援にあたり、地域の課題を適切に把握し、その解決に繋がる事業であること
- ② 児童の健全な成長支援に関する取り組みが実施団体の事業の目的と一致しており、地域の公共性を保つものであること

(2) 事業計画と組織体制

- ① 児童の健全な成長支援に関する事業内容が具体的、かつ適切に計画されていること
- ② 事業を行うための組織体制が十分であること
- ③ 事業を行うにあたり、広く市町村・県民の声を聞いたり、取り組み内容やその成果を周知する等、市町村・県民が事業に参画する機会を設けていること
- ④ 事業を行うにあたり、事業の内容と見込まれる成果を勘案して、妥当な事業費用を計画しており、事業費用の使途・目的に透明性があること
- ⑤ 年次毎に適正な会計処理が行われ、かつ正確に報告、開示されていること

※助成をした団体からは、次の事項について文書をもって報告を求めらるものとする

- (1) 助成対象事業の実施内容
- (2) 助成対象事業の決算の明細

審査方法：

- (1) 助成を希望する団体は、当法人所定の申込書を提出する
- (2) 申込み期間は毎年、11月1日から12月31日までとし、助成決定は理事会で行う

助成金額：一申込みにつき金30万円を限度とする

助成対象となる費用：

- (1) 謝金：外部講師、ボランティアなどに関する謝礼金
- (2) 旅費・交通費：活動に必要な旅費や交通費

- (3) 備品・消耗品費：活動に直接必要な什器、機器及び文具などの消耗品の購入費
- (4) 制作費：活動に直接必要な制作物、ポスター及びパンフレットなどの作成費用
- (5) 通信費：活動に必要な郵送及び宅配便などの費用
- (6) 会場費：会場使用料及び会場設営に関わる費用など
- (7) その他：上記経費項目以外の活動に必要な経費

※下記の費用は助成対象外

- (1) メンバーの人件費、活動の拠点となる事務所の家賃、光熱費及び通信費
- (2) 事務所や家などで恒常的に使う備品の購入費（パソコン、コピー機、デジカメ、プリンターなどの汎用機材など）